



今月の
知っ得
コラム

▶ 出資方法について考える。

こんにちは！ 「死ぬまでに1度はやってみたい10のこと」のダントツ1位が『ビールかけ』の森妙子です。特段、野球ファンではありませんが、優勝時のビールかけシーンは羨ましくてジュー(@_@)と見てしまいます。いつも読んでいただき どうもありがとうございます。

今、少し前に出版された「死ぬときに後悔すること25」というのを読んでいます。

著者は、医療に携わり、多くの方の死に接してきた方です。

死に直面した人がまさきに後悔すること等が書かれています。いくつか紹介すると、

- ・自分の体を大事にしなかったこと。
- ・夢を叶えなかったこと。
- ・趣味に時間を割けなかったこと。
- ・人にやさしくしなかったこと。
- ・愛する人にありがとうと伝えなかったこと。など。

読んでいてハッとさせられることばかりでした。

忙しさにかまけて大事なことを忘れていないか？ やりたいことをちゃんとやっているか？

たまにちゃんと考えてみるのも大事ですね。

でも、後悔するとしても、

私の「ビールかけ」の夢が叶う日がくることは無い気がします…(-_-;) (森 妙子)

法人設立時の出資の方法について考える。

新規に法人を設立する場合や個人事業から法人成りをする際は、発起人等が出資をし、資本金とすることで会社を設立します。

出資は、「金銭」で行うのが一般的ですが、金銭以外のものでも可能で、これを「現物出資（げんぶつしゅっし）」といいます。

「現金はあまりないが不動産は持っている」等の場合には、現物出資を検討してみる価値があります。

《1》現物出資とは

現物出資とは、金銭ではなく、不動産や動産などの財産を出資することです。土地や建物だけではなく、有価証券や売掛金、著作権や特許権のように債権や権利でも可能で、資産として計上することができ、かつ譲渡可能なものであれば現物出資することができます。

《2》現物出資のメリット

現物出資する場合のメリットは、以下のような点です。

- 1) 手持ちの現金が少なくても、資本金の大きい会社を設立することができる。
- 2) 複数の発起人で出資する場合に、株主持分を調整することができる。
- 3) 出資する財産が減価償却資産の場合には、設立後から減価償却することができる。

《3》現物出資時の注意点

現物出資する場合には、いくつか注意しなければならないポイントがあります。

- 1) 会社の設立時において、現物出資が出来るのは発起人のみであり、必要事項を定款に記載しなければなりません。
※会社設立後の増資では、発起人以外の個人・法人誰でも現物出資が可能です。
- 2) 以下の条件をクリアしていない場合には、出資する財産の評価に際して、裁判所が選任した検査役の調査が必要です。
 - ・現物出資の額が総額500万円以下である。
 - ・市場価格のある有価証券においては、所定の算定方法による価格を超えていない。
 - ・弁護士、公認会計士、税理士等の証明を受けている。
(不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定証明も必要です)。

《4》現物出資と税金

現物出資をおこなうと出資者と法人の両方に税金が発生しますので、併せて検討する必要があります。

1) 出資者

現物出資した出資者は、資産の譲渡になり、所得税の課税対象とされます。

例えば、出資者が不動産を現物出資した場合に、取得価格より高い評価額で出資すると、その差額が利益とみなされ所得税が課税されることとなります。

2) 法人側

出資が不動産等の場合、新たな所有者となる会社には不動産取得税が課税されます。

会社の設立完了後には、不動産の所有者名義を会社名義にするための所有権移転の登記も必要となり、不動産取得税のほか登記費用等もかかります。

現物出資にはメリットもありますが、財産の評価がどのようになるか、税金が発生するかどうか等、

十分に検討したうえで行う必要があります。

(森 妙子)

～本の中の素敵な言葉～

100年以上前に刊行された本で、前々から読んでみたいと思っていたものの一つです。

「原因」=自分自身の思いや考えていること

「結果」=今の環境

という、確かで、つねに絶対的な法則に従って人生は創られていると…。

まさに、『心の黄金の法則』といえそうです。

日々の生活や人生を幸せに満ちた、輝かしいものにするために

読んでおきたい本です。

(米岡 里美)



『「原因」と「結果」の法則』
ジェームス・アレン/サンマーク出版

自分の心をしっかりと管理し、人格の向上に努めている人たちは、「環境は思いから生まれるものである」ということを熟知しています。

P23

外側の世界である環境は、心という内側の世界に合わせて形づくられます。

P24

悪意、羨望、怒り、不安、失望は、肉体から健康と美しさを奪い去ります。

P47

私たちが手にするものは、私たちが手にしたいと願い、祈るものではなく、私たちが公正な報酬として受け取るものです。私たちの願いや祈りは、私たちの思いや行いがそれと調和したものであるときのみに叶えられるのです。

P27

私たちは、自分の環境を直接コントロールできないかもしれません。

でも、自分の思いは完璧にコントロールできます。よって、私たちは間接的に、しかし明らかに、自分の環境をコントロールすることができます。

P40

人間を目標に向かわせるパワーは、「自分はそれを達成できる」という信念から生まれます。疑いや恐れは、その信念にとっての最大の敵です。

P63

不注意な人間、無知な人間、怠け心をもつ人間は、表にあらわれた「結果」だけに目を奪われて、その背後に存在する「原因」を見ようとしないうちに、あらゆる成功を、幸運、運命、あるいは偶然などという言葉で片づけようとしています。

P78

今月の勝手におすすめ

節電&癒し ★キャンドルを焚こう★

おうちでの癒し定番アイテムといえばアロマキャンドル!! お部屋の照明を暗くして、ゆらゆらしているキャンドルの光を眺めているとじわじわと脳がリラックスモードに…。

しかし、ろうの臭いが苦手…と思われる方もおられるかと。それは、キャンドルに人工の“パラフィン”という物質が入っているからなのです。

しかし!! そのパラフィンを含まないキャンドルが…『ソイキャンドル』です。

ソイ=大豆なので、天然の大豆の油を使用しているため環境にも優しく、

キャンドルの芯も麻でできており、燃えた後のすすも気になりません。

香りも優しいので少しずつお部屋にキャンドルの香りが広がります。

また、ソイキャンドルは低温で燃えるので、溶けたオイルを肌につけて、

マッサージをすると、肌がスベスベになるとか…☆★

(米岡 里美)





Q

今後、東日本大震災の復興に伴い増税が予定されているとのことですが、具体的には、いつから、いくらくらい税金が増加するのでしょうか。

A 東日本大震災の復興財源を確保するために、平成23年12月2日公布、施行された法律が『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案』というものです。

具体的には、個人の場合、平成25年1月から25年間にわたって復興特別所得税が課税されます。税率は、所得税額の2.1%で、課税期間は平成25年から平成49年までの25年間です。年収500万円程度の場合、夫親子2人で年1,600円、月133円の負担増となりそうです。個人住民税は平成26年から平成35年までの10年間に年間1,000円の増税となります。

また、法人税は、平成24年4月1日から最初に開始する事業年度以後3年間に10%の復興特別法人税が増税されます。(新田哲也)

編集
後記

- 最近、にわかに出張が増えてきました。7月は福岡、佐賀、長崎、千葉。ご当地をしっかりと楽しんできたいと思います(^_^) (新田 哲也)
- 「飲んべえ」が集まっている新田事務所。↓米岡ちゃんは、たった2日の禁酒で大威張り！でも、きっと3日目には禁酒分を取り戻すことになるのでしょうか(^_-) (森 妙子)
- 先日田植えを手伝い、いたるところが筋肉痛です。そして、徐々に雨に無抵抗でびっしょりでした。小学生の頃を思い出します…♪ (米岡 里美)

税理士法人 絆 新田事務所

「数字を経営に役立てることはできないか」「もっと提案型の会計事務所はないのか」「万全の状態での決算に臨みたい」、
税理士法人 絆 新田事務所は、お客様の持続発展のために、プロとしてのお仕事をさせていただきます。
お客様の夢や理想を聞かせて下さい。私たちが精一杯お手伝いさせていただきます。

ご相談はお気軽に… ☎ **0120-743-745** または、✉ info@kizuna-n.com

絆の絆のご感想もお待ちしております

創業5年未満の熊本の経営者向け 経営のノウハウが トータルで学べます！

○会社経営5年未満の経営者・起業家の方
○経営者候補の方 ○幹部候補の方
経営のお悩みに各土業、専門家が分かり易くお応えします。

経営を
学ぼう！

熊本の経営者塾

主催：税理士法人 絆 新田事務所

詳しくは Web へ ▶▶▶ 

または、**096-285-3301** (税理士法人 絆 新田事務所 :米岡) までお気軽にお電話ください。